

法人 NAVI

VOL.
134



<http://a-hojinkai.or.jp/> (ホームページアドレス)



第7回 税に関する絵はがきコンクール開催される

詳しくは P10・P11 で紹介!



公益社団法人

December. 2022
朝霞法人会

法人会は会社経営の効率化のために e-Tax の普及を支援しています。



ホームページは
こちらから

消費税には申告・
納付期限^(※1)
があります。



申告・納付には
e-Tax が
利用できます。

消費税の期限内納付を忘れずに。

個人事業者の方は
振替納税も
利用できます。



- ◆ 消費税は消費者からの預り金的な性格を有する税です。
- ◆ 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です^(※2)。
- ◆ 期限を過ぎると延滞税がかかる場合があります。
- ◆ 確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額^(※3)に応じて中間申告・納付が必要となります。

期限内納付のための納税資金の
積立てをお願いします!^(※4)

国税を一時に納付することが困難な場合には、申請により猶予が認められることがありますので、納税が困難な方は、お早めに所轄の税務署(徴収担当)にご相談ください。

直前の課税期間の 確定消費税額 ^(※3)	申告・納付回数
4,800万円超	年12回 (確定申告1回、中間申告11回)
400万円超 4,800万円以下	年4回 (確定申告1回、中間申告3回)
48万円超 400万円以下	年2回 (確定申告1回、中間申告1回)
48万円以下	年1回 (確定申告1回、中間申告不要) ^(※5)

- ※1 法人は課税期間終了の日の翌日から2ヵ月以内、個人事業者は翌年の3月31日までに消費税の申告と納付を行う必要があります。
- ※2 基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。
- ※3 地方消費税を含まない年税額をいいます。
- ※4 納税資金の積立てには、ダイレクト納付による予納が便利です。利用にあたっては、事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。
- ※5 直前の課税期間の確定消費税額が48万円以下の事業者が、「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」を提出した場合には、自主的に中間申告・納付することができます。



さらに詳しくはWEBへ

国税庁 消費税 検索



CONTENTS

表紙・第7回税に関する絵はがきコンクール入選作品	1
消費税の期限内納付を忘れずに	2
税務署だより(スマホでスマートに)	3・4
税務署だより(令和5年10月インボイス制度が始まります!)	5・6
税務署だより(個人事業者・法人の皆さまへ)	7・8
税務署だより(登録無形文化財)	9
法人会報告 第7回税に関する絵はがきコンクール開催	10
法人会報告 絵はがき募集協力校感謝状	11
イータックス(電子申告で効率UP)	12
広告(朝霞支部・志木支部)	13
広告(和光支部・新座支部)	14
広告 アフラック・広告募集中!!	15
広告 大同生命保険(株)/AIG損害保険(株)埼玉支店	16

SCHEDULE

12月22日	… 正副会長会
12月22日	… 青年部会忘年会
1月18日	… 新設、決算、消費税 インボイス制度研修会
1月26日	… 新座支部 役員会並びに支部会員拡大会議 並びに新年懇親会
1月26日	… 志木支部 役員新年会・懇親会
2月08日	… 朝霞支部 賀詞交歓会
2月09日	… 特別講演会 中野信子氏(研修委員会)
2月09日	… 女性部会税務研修会

国税の納付は

スマホで スマートに

6つのPay払い(〇〇ペイ)から
納付手続きが行えます！



スマホアプリ納付の
詳しい情報はこちらから



イータ君

令和4年12月1日から国税のスマホアプリ納付が利用可能になります。

✓ **事前手続き不要！**

✓ **いつでもできる！
場所を選ばず
どこでもできる！**

「国税スマートフォン
決済専用サイト」に
アクセス！

Pay払い(〇〇ペイ)
を選択し、画面の表示
に従って手続き！

留意点

- アカウント残高を利用した支払い方法のみ利用可能なため、事前に利用するPay払い(〇〇ペイ)へのアカウント登録及び残高へのチャージが必要です。
- 原則として、全ての税目で納付が可能です。ただし、印紙を貼り付けて納付する場合等、ご利用ができない税目があります。
- 一度の納付での利用上限金額は30万円です。
※ 利用するPay払い(〇〇ペイ)で設定された上限金額により、利用可能な金額が制限される場合があります。
- 領収証書は発行されません。
※ 領収証書が必要な方は、金融機関や税務署の窓口で納付してください。
なお、「納付手続の完了」画面で「納付内容をダウンロード」していただくか、「納付情報の入力」画面でメールアドレスを登録し、納付手続完了メールを受信することで、納付内容を確認することができます。

詳しくは、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)をご覧ください。

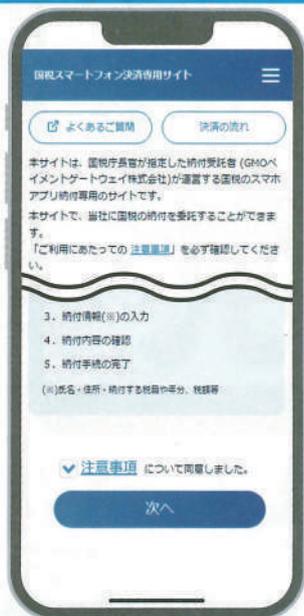
(4) スマホアプリ納付の手続きの流れ

1 国税スマートフォン決済専用サイトにアクセス

- ◎ e-Tax を利用して申告書等データを送信した方は、メッセージボックスに格納される受信通知からアクセス。
- ◎ 国税庁ホームページからアクセスする方は、国税庁ホームページの「スマホアプリ納付の手続」ページに表示されている「国税スマートフォン決済専用サイト」からアクセス。

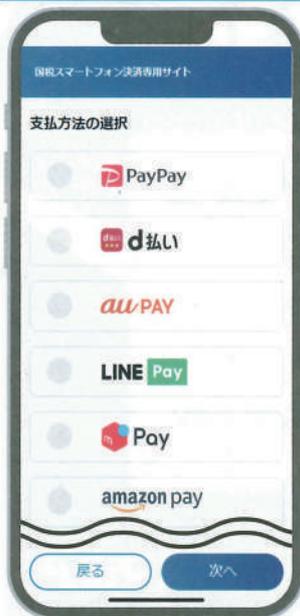
2 国税スマートフォン決済専用サイトで手続き

1 決済専用サイトトップ



決済専用サイトが表示されます。
注意事項を確認し、「次へ」をタップします。

2 支払方法の選択



利用する Pay 払い(〇〇ペイ)を選択し、「次へ」をタップします。

3 納付情報(氏名等)の入力



画面の表示に従って、氏名や住所などを入力し、「次へ」をタップします。

4 納付情報(税額等)の入力



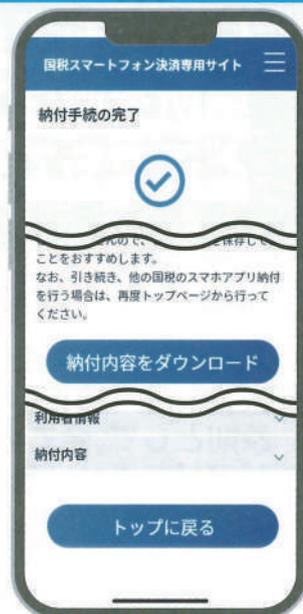
納付する税目や税額を入力し、「次へ」をタップします。

5 入力内容の確認、納付

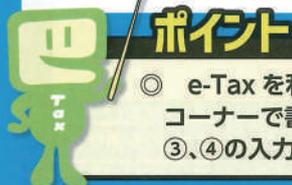


入力した内容を確認し、「納付」をタップします。
※ 選択した Pay 払い(〇〇ペイ)が起動します。

6 完了!



選択した Pay 払い(〇〇ペイ)でお支払い後、「納付手続の完了」画面が表示されたら手続き完了です!



- ◎ e-Tax を利用して申告書等データを送信し、受信通知(納付区分番号通知)からアクセスした方や、確定申告書等作成コーナーで書面による申告書を作成し、出力された QR コードからアクセスした方は、納付情報が引き継がれますので、③、④の入力は不要です。

令和5年10月

インボイス制度が始まります！

制度開始時に

インボイス発行事業者となるためには、
原則、**令和5年3月31日までに**
登録申請が必要です！

- インボイスを発行するためには、インボイス発行事業者の登録申請が必要です。登録は課税事業者が受けることができます。
- 免税事業者の方も、ご自身の事業実態に合わせて、インボイス発行事業者の登録を受けるかをご検討ください。
- 登録を受けるかどうかは事業者の方の任意です。登録にあたっては、取引先との調整やシステムの整備が必要となることもあるため、お早目のご準備をおすすめします。
- 登録を受けると「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」で登録番号や氏名又は名称等の情報が公表されます。



登録申請手続は、**e-Tax** をご利用ください！

- e-Taxで登録申請手続を行っていただくと、書面で申請された場合に比べて早期に登録通知を受けることができます！
- e-Taxで申請した場合、電子データで登録通知を受け取れます！
電子データで受け取れば紛失のリスクがありません！



個人事業者の方はスマートフォンからでも**e-Tax**で申請できます。
e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

☆ 「インボイス」とは

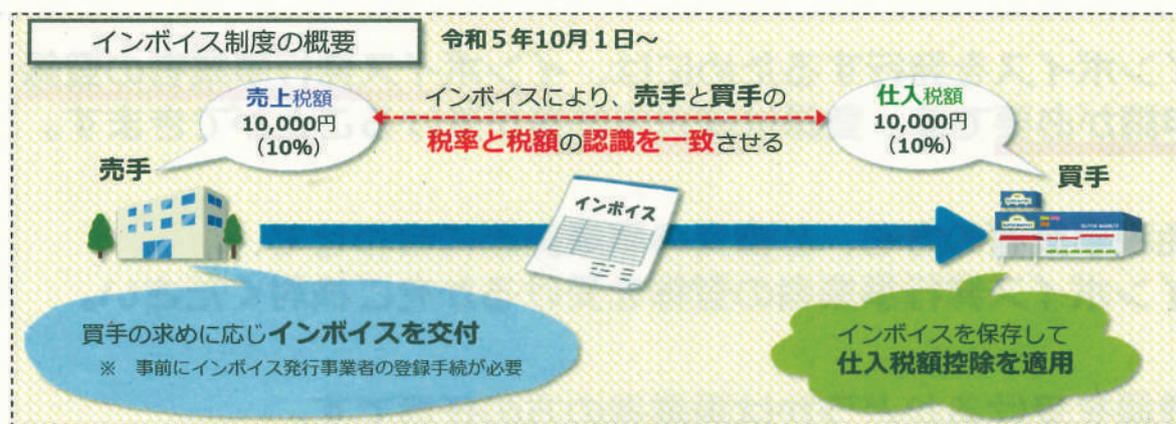
売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。

具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「税率ごとに区分した消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。

☆ 「インボイス制度」とは

売手であるインボイス発行事業者は、買手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません（また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります）。

買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手（売手）であるインボイス発行事業者から交付を受けたインボイスの保存等が必要となります。



☆ インボイス制度特設サイト

制度の概要の他に説明会の開催情報や申請手続などを掲載しております。

「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」へのリンクもご案内しております。

免税事業者の方
向けのコンテンツ
も掲載中!

インボイス制度
特設サイト



☆ 制度についての一般的なご質問は

チャットボットにご質問を入力いただくと、AIを活用して24時間自動でお答えします。

上記の「インボイス制度特設サイト」からも、ご利用いただけます。

チャットボット
はこちらから



インボイス制度の疑問
にお答えします!



税務職員ふたば

軽減・インボイスコールセンターでは、一般的なご質問にお答えします

フリーダイヤル **0120 - 205 - 553 (無料)**

9:00～17:00 (土日祝除く)

※ 個別相談は、所轄の税務署への
事前予約をお願いします。

準備は進めていますか？

個人事業者・法人の皆さまへ

令和6年（2024年）1月からは
電子データでやりとりした請求書・領収書等を
電子データのまま保存する必要があります！

保存が必要な電子データの範囲は？

- 請求書・領収書・見積書・契約書等のように、紙でやりとりしていたら保存する必要がある電子データです。
※ あくまでデータでやりとりしたものが対象であり、紙でやりとりしたものをデータ化しなければならぬ訳ではありません。
- これまでプリントアウトして保存していた電子データを、これからは電子データのまま保存していただくイメージです。

保存方法は？

- **ファイル形式は問いません。** ※PDFに変換したり、スクリーンショットでもOK
- 不当な改ざんを防止するためのルールを定めた上、日付・金額・取引先で検索できるようにする等の対応をしていただく必要があります。
※ 例外的に検索機能などデータ保存時に満たすべき要件が緩和される場合があります。
※ プリントアウトすることは禁止されていませんが、それだけでは正しく保存したことになりません。

もっとくわしく知りたいときは？

- 国税庁ホームページから、電子帳簿保存法に関するパンフレット等をご確認ください。
- あわせて経理のデジタル化による生産性向上のために、**会計ソフトを使った優良な電子帳簿の導入**もご検討ください。



または

国税庁 電子帳簿保存法 で検索

申告漏れがあった場合には…

売上げに関する帳簿を作成・保存していない事業者の方は加算税が重くなります

改正内容

帳簿を作成・保存する義務のある事業者の方について、売上げに関する帳簿を保存していなかったことや帳簿の売上げについての記載が不十分であったことが税務調査において把握された場合には、帳簿に記載すべき事項に関する申告漏れ等に対して通常課される加算税（過少申告加算税・無申告加算税）の割合が最大10%加重される措置が講じられました。

※ 令和6年1月1日以後に法定申告期限等が到来する申告所得税・法人税・消費税について適用されます。

（例）申告所得税の場合は、令和5年分の確定申告に対する修正申告等から対象

対象となる事業者

- ✓ 事業所得、不動産所得、山林所得を生ずべき業務を行う個人事業者
- ✓ 法人
- ✓ 消費税の課税事業者

会計ソフトを利用することで簡単に帳簿の作成ができます。会計ソフトの利用をぜひご検討ください。



対象となる帳簿

- ✓ 仕訳帳・総勘定元帳の売上げ（収入）の金額に関する部分
- ✓ 売上帳・現金出納帳などの売上げ（収入）の金額が確認できる帳簿

個人事業者の記帳・帳簿等の保存制度や、加算税の加重措置に関するQ&Aについては、国税庁ホームページをご覧ください。



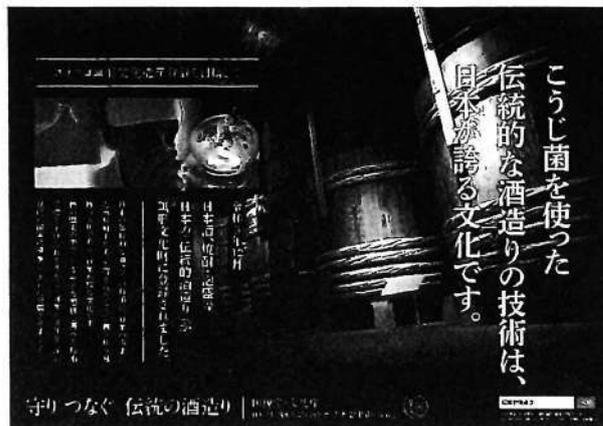
税務署からのお知らせ

登録無形文化財「伝統的酒造り」

～ユネスコ無形文化遺産登録を目指して～

日本酒、焼酎・泡盛等の伝統的な酒造りの技術は、日本の恵まれた気候風土の中で育まれたこうじ菌を使う独特のものであり、我が国が誇る文化として「伝統的酒造り」が令和3年12月2日に国の無形文化財に登録されました。

また、「伝統的酒造り：日本の伝統的なこうじ菌を使った酒造り技術」が無形文化遺産保護条約関係省庁連絡会議（令和4年3月10日開催）においてユネスコ無形文化遺産への提案が決定し、令和4年3月31日にユネスコ事務局へ提案書が提出されています。今後は、評価機関による勧告を経て、令和6年11月頃、政府間委員会において審議・決定される見込みとなっています。



酒類業の事業所管官庁である国税庁では、これを踏まえ、「伝統的酒造り」のユネスコ無形文化遺産への登録の実現に向け、文化庁や「日本の伝統的なこうじ菌を使った酒造り技術の保存会」等の関係機関と連携し、シンポジウムの開催やPR動画の作成、全国での広報など、国内外での機運を醸成するための取組を推進しています。

こうした取組等を通じ、「伝統的酒造り」に関わるあらゆる関係者の方々とともに、我が国の伝統的な酒造りの技術を保護し、次世代へ確実に継承していくとともに、更なる発展を図ってまいります。

○「伝統的酒造り」とは

「伝統的酒造り」は、伝統的なこうじ菌を用いて、近代科学が成立・普及する以前の時代から、杜氏（とうじ）、蔵人（くらびと）等の経験の蓄積によって探り出し、手作業のわざとして築き上げてきた酒造り技術であり、日本の各地でその土地の気候や風土に応じ、多様な姿で受け継がれています。儀式や祭礼行事など、今日の日本人の生活の様々な文化と密接に関わる酒を生み出す根底ともなる技術です。

「伝統的酒造り」PR動画 →



○「日本の伝統的なこうじ菌を使った酒造り技術の保存会」とは

日本の伝統的なこうじ菌を使った酒造り技術の保存会は、日本酒、本格焼酎・泡盛、本みりん等の日本の伝統的なこうじ菌を使った酒造り技術を次の世代へ確実に継承するとともに更に向上させていくため、この技術の保存・活用及び発展のための活動を行っています。

保存会Webサイト →



令和4年度 第7回 税に関する絵はがきコンクール 表彰式開催される

第7回税に関する絵ハガキコンクール表彰式が、令和4年11月16日(水)開催の納税表彰式において開催されました。

「税の大切さ」「税の果たす役割」について、理解を深めてもらうため、次代を担う小学生6年生を対象として、女性部会(部会長：木下幸子)が中心となり、各種申請、募集チラシ配布等地道な活動をした結果、朝霞税務署管内の小学校44校から絵はがき2,285点が応募されました。

専門家を交えての選考会を行い、標記表彰式が多くのご来賓のご臨席のなか、朝霞市民会館で行われました。

朝霞税務署、租税教育推進協議会、税理士会、朝霞・志木・和光・新座4市の市長そして教育長、法人会の会長、青年部会長、女性部会長の14作品が表彰されました。また、絵はがき募集協力校感謝状は代表して新座市立片山小学校への贈呈がおこなわれました。

<主催> 公益社団法人朝霞法人会女性部会、公益財団法人 全国法人会総連合

<後援> 国税庁・朝霞市・志木市・和光市・新座市、租税教育推進協議会、四市教育委員会、
関東信越税理士会朝霞支部

【受賞作品 14点】

朝霞税務署長表彰	新座市立東北小学校	林 裕娜
朝霞市長表彰	朝霞市立朝霞第三小学校	石橋 千代
志木市長表彰	志木市立志木小学校	清水 優花
和光市長表彰	和光市立第四小学校	海江田 光
新座市長表彰	新座市立野寺小学校	上原 開斗
朝霞税務署管内 租税教育推進協議会長表彰	志木市立志木小学校	笠原 彩加
朝霞市教育長表彰	朝霞市立朝霞第三小学校	安藤 竣希
志木市教育長表彰	志木市立志木小学校	森田 瑚々
和光市教育長表彰	和光市立下新倉小学校	佐藤 光月妃
新座市教育長表彰	新座市立野寺小学校	小玉 蒼大
関東信越税理士会朝霞支部長表彰	新座市立野寺小学校	小室 玲奈
(公社)朝霞法人会長表彰	朝霞市立朝霞第五小学校	橋本 美花
(公社)朝霞法人会青年部会長表彰	和光市立第三小学校	山崎 楓歩
(公社)朝霞法人会女性部会長表彰	朝霞市立朝霞第五小学校	小寺 珠々保

※敬称略

絵はがき募集協力校感謝状

No.	学校名	学校長名(敬称略)
1	新座市立片山小学校	戸高 正弘
2	和光市立北原小学校	船越 一英
3	新座市立石神小学校	佐久間 幸代
4	朝霞市立朝霞第九小学校	田中 誠
5	新座市立第四小学校	岡野 信幸
6	新座市立野火止小学校	近藤 章宏
7	朝霞市立朝霞第三小学校	小島 孝之
8	新座市立大和田小学校	坂口 智
9	和光市立第三小学校	渡邊 丈裕
10	新座市立東野小学校	金澤 勇一
11	志木市立志木小学校	阿部 剛
12	朝霞市立朝霞第八小学校	唐松 善人
13	朝霞市立朝霞第五小学校	三好 正浩
14	新座市立新座小学校	浜田 祐加
15	新座市立新堀小学校	若林 寿



絵はがき選考会会議



絵はがき選考中



令和4年度 納税表彰式 (第7回税に関する絵はがきコンクール受賞者一同)

(12)「e-Tax」なら国税に関する申告や納税、
申請・届出などの手続きがインターネットで行えます。



e-Tax

国税電子申告・納税システム

納税にはダイレクト納付が便利です！

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

所得税など個人の確定申告書を作成される方へ

国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、スマートフォンやパソコンで申告書を作成することができます。作成した申告書は、マイナンバーカードとマイナンバーカード読取対応スマートフォン（又は、ICカードリーダーライター）を準備すれば、スマートフォン（又は、自宅のパソコン）からe-Taxで提出できます。



e-Taxを利用して所得税及び復興特別所得税の申告をするとこんなメリットが！

添付書類の提出省略^(注)

還付がスピーディー

(注) 法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出又は提示を求められることがあります。



法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。

さらに詳しくはWEBへ

イータックス

検索



朝霞支部


 を知っているから
できること。

お部屋探しは
 東武東上線沿線で圧倒的な
 管理実績を誇る
 リゾンへお任せ下さい。


株式会社リゾン ☎0120-152-311
LIZON Group 〒351-0021 埼玉県朝霞市西井財2-4-40 リゾン本社ビル URL <https://www.lizon.co.jp>

医療法人社団 泰峰会 ヤナセ歯科医院

院長 医学博士 築瀬武史
 神奈川歯科大学 客員教授
 公益社団法人 日本口腔インプラント学会 理事・指導医・専門医
 公益社団法人 日本歯科先端技術研究所 会長

朝霞市東弁財1-3-9 イーストアレービル4F
 Phone 048-476-0156
<http://www.yanase-dental.com>

木材・新建材・住宅機器



髙渡辺木材センター

代表取締役 渡辺 源

本 社 〒351-0023 朝霞市溝沼2-3-1
 TEL 048-464-4147
 FAX 048-464-4141



電気工事設計施工・修理

小泉電機工業株式会社

〒351-0014 埼玉県朝霞市膝折町1-9-29
 TEL 048-461-4304 FAX 048-466-9777
 ホームページ <http://www.koizumidenki.com/>

志木支部



電気設備工事
 地域と建設産業と共に!!

株式会社 ムト一電気産業

〒353-0003 埼玉県志木市下宗岡3-4-29
 TEL 048(473)3630(代)
 FAX 048(471)6111
 E-mail: info@muto-den.jp

快適な生活は住まいの水まわりから

株式会社 上原水道

志木市 ☎471-2339
 上宗岡2-16-35 472-0173

川魚料理専門店



鯉 清

創業 明治11年
 志木市上宗岡2-15-53
 電話048(471)1188・0367

すぐれた技術と迅速な施工
 土木・建築・舗装・造園工事・設計施工



木下建設株式会社

代表取締役 木下 貞男

本 社 志木市下宗岡4-15-24
 ☎(048)472-557(代)
 支 店 和光市本町3-2ラステイナル302
 ☎(048)465-4487

和光支部

建設機械の事なら何でも
建設荷役車両特定自主検査業登録
一般土木建設機械修理販売レンタル

株式会社 タケカワ建機

〒351-0115 埼玉県和光市新倉4-18-35
TEL(048)465-3130
FAX(048)466-3199



柳下生コン株式会社

代表取締役社長

柳下正章

〒351-0112 埼玉県和光市丸山台3丁目7番7号
TEL 048-461-1813
FAX 048-462-0390
URL <http://www.yagishita-namacon.jp>

コックさん、板前さん

のプロの味を工業化、製造する天然調味料メーカーです。
多少にかかわらずご用命ください。
試作、調合にご協力させていただきます。



ボーエン化成株式会社

代表取締役 伊藤 雅己

和光市新倉7-9-32
電話 / 048(461)1808
FAX / 048(461)1667

高度な技術と堅実な作業
電気・空調・設備工事設計施工

株式会社 まつもと電機

代表取締役 石田 太平

〒351-0101 埼玉県和光市白子2-9-18
TEL 048(465)8711(代表)
FAX 048(463)7459

新座支部

ベルセゾン

会議・講演会:4名様~200名様
ご宴会:4名様~160名様(着席)
各種ご宴会・会議承ります

※予算・レイアウト等ご相談下さい。

<http://www.bellesaison.co.jp>
新座市東北2-27-14(志木駅南口徒歩3分)
TEL048-475-1122

味のおもてなし

ご法要・ご法事・落成・上棟式・ご結納・長寿の祝
(最新カラオケ設備あり) (宴会5名~100名様迄)

営業時間 AM11:00~PM11:00

寿司・割烹 堀天

新座市堀ノ内1-11-11 ☎478-0184

駐車場完備

保護犬応援カフェ

Luck Lick

Supporting Resqued Dogs

- ☘ドッグカフェ
- ☘セルフシャンプー
- ☘酸素キャビン
- ☘ドッグスキャン
- ☘屋内ドッグラン
- ☘屋上ドッグラン

株式会社 ハンダ

埼玉県新座市道場 2-7-7
☎048-477-1171
info@handa-print.com



家の解体

HIRAYAMA

株式会社 平山工業

〒352-0005 新座市中野1-16-15
TEL 048-481-3043
FAX 048-481-3064

法人会会員企業にお勤めの方は、おひとり様からでも**集団扱の割安な保険料**でご加入いただけます。

がんをきむ

病気や
ケガの
備えに



医療保険

EVER
Prime

心配な
「がん」の
備えに



NEW

「生きる」を創る
がん保険

WINGS

◎商品の詳細は「パンフレット」「契約概要」などをご確認ください。

引受保険会社

「生きる」を創る。

Aflac アフラック

埼玉西支社 〒359-0037 埼玉県所沢市くすのき台 3-18-3 第二リングスビル 2F

法人会専用フリーダイヤル ☎ 0120-876-505

※今後の対応は担当の募集代理店が行ないます。

資料請求は
お気軽にどうぞ!

アフラック 法人会

検索



No.1

アフラック
がん保険・医療保険
保有契約件数

令和3年版 インシュアランス生命保険統計号

法人会がん保険制度
法人会医療保険制度
GAMBEA
全国法人会総連合

P22115 AF ツール-2022-0309-2211035 8月4日

法人会会報誌への

広告募集中!!

法人会事務局までお願いします。

TEL 048-463-9983

FAX 048-463-9772



朝霞法人会



法人会の経営者大型総合保障制度

広げよう 企業保障の 大きな傘を

法人会の「経営者大型総合保障制度」は1971年に創設されました。
想いをつないで50年。これからも会員のみなさまと共に歩み、
企業保障の大きな傘で会員のみなさまをお守りしてまいります。

事故

納税資金

天災

退職金

病気

ケガ

入院

弔慰金

借入金



DAIDO 大同生命保険株式会社

埼玉西支社/
埼玉県川越市脇田本町6-20(くぼたビル6F)
TEL 049-246-1766

AIG AIG損害保険株式会社

埼玉支店
埼玉県さいたま市大宮区大門町3-54(富士火災大宮ビル)
TEL 048-641-4050

発行所 公益社団法人 **朝霞法人会**

事務局 〒351-0011 朝霞市本町1-8-7綿谷ビル3階 電話 048-463-9983 FAX 048-463-9772 E-mail:asaka@a-hojinkai.or.jp <http://a-hojinkai.or.jp/>

編集 / 株式会社ハンダ 印刷 / 協永堂印刷株式会社